

藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例の廃止並びに藤沢市
地域まちづくり基金条例の一部改正及び廃止について

藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例を廃止し、藤沢市地域まちづく
り基金条例の一部を改正し、及び同条例を廃止する条例を次のように定める。

2013年（平成25年）2月18日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例を廃止し、藤沢市地
域まちづくり基金条例の一部を改正し、及び同条例を廃止する条例

（藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例の廃止）

第1条 藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例（平成23年藤沢市条例
第38号）は、廃止する。

（藤沢市地域まちづくり基金条例の一部改正）

第2条 藤沢市地域まちづくり基金条例（平成22年藤沢市条例第24号）の一部
を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に
次の1項を加える。

（条例の廃止に伴う基金の処分の特例）

2 平成25年3月1日から同月31日までの間は、第5条の規定にかかわらず、
基金は、地域のまちづくり事業に要する費用に充てる場合に限り、これを処分
することができる。

（藤沢市地域まちづくり基金条例の廃止）

第3条 藤沢市地域まちづくり基金条例は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布

の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域のまちづくり及び市民参画の仕組みを見直す必要による。